

第1部 総論編

第1章 計画策定の背景と目的

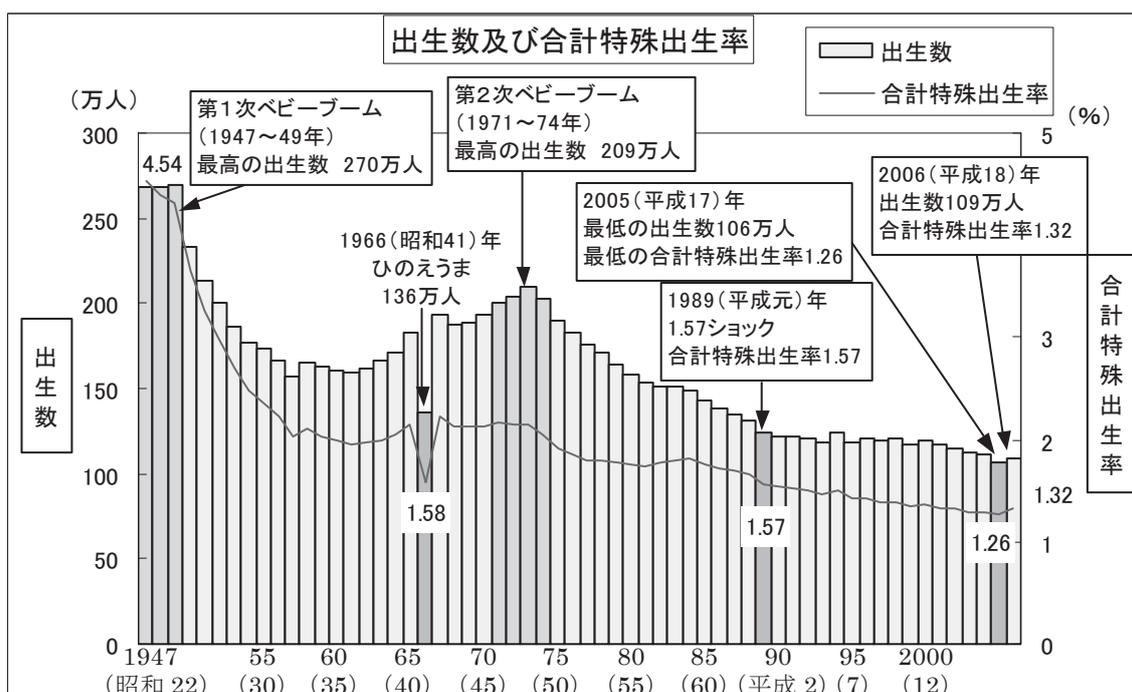
1 計画の背景

国や山梨県及び県内各市町村は、これまで少子化対策として保育サービスの充実や保育施設の整備充実、また、学童保育のための児童館設置、家庭における育児支援や親子の健康管理などに取り組んできました。しかしながら、合計特殊出生率は昭和48年以降、漸減傾向を続け、平成18年の合計特殊出生率は前年よりやや増えたものの1.32となっています。

これらの背景から政府は、抜本的な少子化対策を図ろうと、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年4月から向こう10年間、集中的に少子化対策に関する様々な取り組みを実施することを決め、地方公共団体や一般事業所に至るまで「次世代育成支援地域行動計画」の策定を義務付けています。

これを受け、旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村（以下旧3町村）では、平成15年度に次世代育成支援に関するニーズ調査を実施し、平成16年度にそれぞれ「次世代育成支援地域行動計画」を策定して、平成17年度から推進活動を進めてまいりました。

そして、平成18年2月20日、旧3町村の合併により中央市が誕生し、新市としての「次世代育成支援地域行動計画」を策定することになりました。



資料：人口動態統計

注：1947～1972は沖縄県を含まない

2 計画の目的

「次世代育成支援地域行動計画」は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間に、次世代育成支援対策のための取り組みを集中的・計画的に推進するための計画です。

中央市では、次代を担う子どもを育てるすべての家庭を支援し、子どもが心身とも健やかに育つ社会環境づくりを目指します。

3 計画の名称

中央市次世代育成支援地域行動計画

『親が子どもがいきいきプラン』

4 計画策定の基本的な考え方

旧 3 町村は、それぞれ平成 15 年度に「保育に関するニーズ」や「母子保健に関する事項など」の調査を実施し、平成 16 年度に通常保育や休日保育など 14 項目の「目標量」を設定して、山梨県（福祉保健部児童家庭課）及び厚生労働省に提出しています。さらに、その他の関連する事業や目標値については、庁内関係部署や保育所、関係団体などと検討し、地域協議会を設置・協議して、「地域行動計画」を策定しました。ただし、旧豊富村は、地域協議会の設置検討に留めました。

新たな中央市においては、合併前の旧 3 町村の調査結果と地域行動計画を活かした新計画を策定します。また、平成 21 年度には計画を見直し、後期計画を策定する必要があります。

1) 基本的事項

- ① 平成 26 年度までの集中的・計画的な取り組みの推進
- ② 平成 21 年度の見直しを視野に入れた計画づくり
- ③ 具体的な事業内容の明確化（目標・実施時期など）
- ④ 庁内関係部署や外部関連団体との連携
- ⑤ 旧 3 町村の調査結果や地域行動計画の活用

2) 次世代育成支援対策地域協議会の設置

3) 長期総合計画、男女共同参画計画、健康増進計画など、他の計画との調和

5 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は10年間の時限立法であり、平成17年度から5年間の前期計画、平成22年度から5年間の後期計画と分けて、それぞれ計画を定めることになっています。

本市では、平成19年度から平成21年度の3年間の前期計画とし、平成21年度に進捗状況などから事業内容や目標値などの見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定します。

平成17年度 2005年	平成18年度 2006年	平成19年度 2007年	平成20年度 2008年	平成21年度 2009年	平成22年度 2010年	平成23年度 2011年	平成24年度 2012年	平成25年度 2013年	平成26年度 2014年
		前期計画							
				見直し	後期計画				



[写真1：畑作業]



[写真2：公園でお遊戯]